

2022. 4. 4

## R4 年度岐阜県アフターコロナ対応新商品開発支援事業費補助金 Q&A

判断に迷われる場合は、個別にご質問ください。

Q1

県内中小企業者がリース契約により設備を導入する場合、対象となるか。

A1

リース契約により購入する場合、対象となり得る。ただしファイナンスリースに限る。ファイナンスリースによる取得の場合は、設備を取得するリース会社との共同申請をしていただく必要がある。

Q2

卸売や小売を専業とする業態は補助対象となるか。

A2

補助対象とはならない。

ただし、自社製品の製造を委託して行っている場合は補助対象となり得るので個別にご相談いただきたい。

Q3

企業組合・協業組合は対象になるか。

A3

対象となる。

Q4

機械金属製造業は、地場産業に該当するか。

A4

単なる機械金属製造業は本補助金の補助対象とはならないが、申請の内容により地場産業の振興につながると判断される場合は対象となり得る場合もあることから、個別にご相談願いたい。

Q5

設定目標が達成できなかった場合、補助金を返還しなければならないのか。

A5

目標未達成を理由に、直ちに補助金返還を求めることはないが、県補助金交付規則や要綱等において、補助金の交付目的に沿った誠実な補助事業の遂行等が求められており、ご留

意いただきたい。

Q6

同一の設備に市からの補助金を充てることは可能か。

A6

不可である。

Q7

同一団体に複数回申請することは可能か。

A7

不可。一団体一申請に限る。

Q8

購入した設備は処分制限財産に該当するか。

A8

該当する。補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても『減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）』の定めに従い制限される。補助対象となった生産設備を償却資産の耐用年数の期間内に財産処分※される場合は、補助金の返還となる場合がある。

※目的に反する使用、譲渡、交換、貸し付け、担保に供すること、取り壊し、破棄

Q9

複数の商品開発を実施する場合、申請可能か。

A9

複数の設備を申請することも可能。ただし補助上限は全体で1,000万円である。

Q10

金型に要した費用は対象となるか。

A10

導入する設備に必須のものであれば対象となり得る。詳細は個別に判断する。

Q11

設備の納品や支払いが2月末までに間に合わなかった場合、どうなるのか。

A11

納品や支払いを含め、全ての事業を2月末までに完了する必要がある。補助金の支払いができなくなるので、特にご留意願いたい。

Q12

納税証明書は何か必要か。

A 1 2

最寄りの県税事務所で発行される「納税証明書」と税務署で発行される「納税証明書」（その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）を提出いただきたい。（なお、県税務課（岐阜県庁）では発行しておりませんので、ご注意ください。

Q 1 3

R 3 年採用された事業者は応募対象か。

A 1 3

R 3 年度と異なる事業であれば対象になる。

Q 1 4

国や県の他補助金とどちらにも重複して申請は可能か。

A 1 4

同一設備への重複申請は不可である。

Q 1 5

別業種ではあるが、岐阜県産を売りとした家具製品製造に参入したい。対象となるか。

A 1 5

対象となる。

Q 1 6

アパレル製造業であるが、従来の設備を更新し、アフターコロナ対応の設備を導入したい。対象となるか。

A 1 6

対象となる。

Q 1 7

愛知県に本社があり、岐阜県に工場がある場合は対象になるか。

A 1 7

対象とならない。交付要綱第2条のとおり、県内に本社又は本社機能を有し、かつ、県内に生産又はサービスの主要な拠点を有するものとする。